

大阪市の介護保険被保険者になれる皆様へ

あなたは、大阪市の介護保険被保険者（65歳になれる方、または、市外から転入された方など）になられますので、介護保険被保険者証をお送りします。

被保険者証は、介護サービスを受けるときなどに必要となりますので、大切に保管しておいてください。

介護保険制度の内容については、同封の「介護保険ハンドブック」または、大阪市ホームページの介護保険制度のページをご覧ください。

介護保険制度のご案内

検索

クリック

※ あなたの介護保険料については、お誕生月の翌月（1日生まれの方はお誕生月の当月）、もしくは市外転入の届をされた翌月にお知らせします。

※ 介護保険料の納め方については、裏面をご覧ください。

※ ご質問等がありましたら、お住まいの区の区役所介護保険担当までご連絡ください。（被保険者証に電話番号を記載しています。）

広告

65歳以上の方へ 介護予防ポイント事業のご案内

～ あなたが好きなことや得意なこと を活かしませんか？ ～

園芸・植木の手入れ・おもちゃの消毒 など
介護保険施設や保育所での活動を行うと
換金できるポイントが貯まります♪

介護予防ポイント事業は、外出の機会を増やし
地域での役割を担っていただくことで
生きがいづくりや介護予防につながることを
目的としています。

活動者の声

仲間が増えた！
趣味を活かした！

役に立っている
満足感がある！



※大阪市ホームページでもご案内しております

介護予防ポイント

検索

で検索!!

介護予防ポイント事業 に関することは、大阪市福祉局地域包括ケア推進課（電話：06-6208-9957）まで

介護保険料の納め方

65歳になられた方、または市外から転入された方などの納付方法は、一定の期間（早い場合でも6か月）は、後日お送りする納付書でお納めいただくこと（普通徴収）となります。

普通徴収の保険料の納付は、

“安心・安全・便利”な □口座振替 をぜひご利用ください！

- ・口座振替は納付書に代えて、ご指定の口座から自動的に保険料が納付されます。
納め忘れもなく、とても便利です。（おおむね、お申し込みの翌々月から振替が始まります。）
- ・口座振替の手続きは、同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・通帳使用印を押印のうえ郵送、もしくは、次のものをお持ちのうえ、お住まいの区の区役所介護保険担当や口座をお持ちの金融機関の窓口へお申し込みください。

①金融機関等の口座通帳 ②通帳使用印 ③介護保険被保険者証

※なお、口座振替のお申し込みは、パソコンやスマートフォンでも可能です。

※納付書で納めていただく場合は、金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア等をご利用ください。

その後の納付方法については、受け取っている年金の金額の違いなどによって、年金からのお支払い と 納付書等 に分かれます。

老齢年金・退職年金・障がい年金・遺族年金の受給額

年額
18万円以上

年金からのお支払い（特別徴収）

※支給される年金から2か月分の保険料が差し引かれます。

※特別徴収開始前に「介護保険料決定（変更決定）通知書」でお知らせします。

年額
18万円未満

納付書等（普通徴収）

※納付書を3か月分ずつお送りします。（4月、7月、10月、1月に送付）
納付期限は毎月の月末です。

※すでに口座振替にて納めていただいている方には納付書は発行されません。

※被保険者が特別徴収か普通徴収かを選択することはできません。